豊かに実れ!!

ごかみより

6月定例会号

さわやかに　歴史と未来の　出逢うまち

議会だより

平成24年8月15日発行
上郡町議会

No.82

上郡のマスコットキャラクター
円心くんとエイトちゃん

Topics

見える議会を目指す……2～3
付託審査報告……4
モニターの意見……5
提出議案に対する表決
議会活動報告……6
一般質問……7～11
全員協議会報告……12
千種川河川改修特別委員会……13
編集後記……14

千の種に願いを込めて

4年振りの花火

！条例制定に向けて

6月定例会は6月5日から13日までの9日間開催された。諸報告、9名の議員による一般質問に続き報告3件、専決処分の承認5件（条例の一部改正2件、平成23年度補正予算2件、平成24年度補正予算1件）、財産取得1件、条例の一部改正2件、条例制定2件、平成24年度一般会計補正予算、工事請負契約締結1件が上程され、それぞれ可決された。請願1件は総務文教常任委員会に付託され、本会議で否決された。

7月7日に生涯学習支援センターに於いて議会主催の議会報告会が開催され、議会基本条例（案）についての説明と、質疑応答が行われた。

議会基本条例とは

制定の目的

「議会活動と議員活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本原則を条例で定め、住民福祉の向上と上郡町のまちづくりに寄与することを目指す。」

地方分権が可能になり、地方が国の下部機関としての役割から解放されて久しくなります。地方議会の責任も地方分権により当然重くなり、変革が求められていました。提案された案件をそのまま可決するような旧い体質の「御用議会」からの脱皮をしないことには、真の地方分権を進めることはできません。

町議会が地方分権に適った改革をし、町の活性化を進めるために必要な手続きを定めたのが議会基本条例で、「地方議会の憲法」とも呼ばれています。上郡町議会もいよいよ変革に向け動き出しました。

目的達成のために上郡町議会がすること

1. 議会と議員の活動の基本原則を定め、町民主権を明記。
2. 町民の参加、町民との連携を積極的に進めるために、議会報告会・一般会議を設置すること。
3. 議会の運営に際し、議員間の自由討議を中心にする。
4. 討議で、論点を明らかにするために町長・職員に反問権を与えるとともに、町長の提案する政策の根拠を明確にする。

その他、条例の最高規範性などを定めています。

条例制定により変わること

町民が町政に物を言える道が開けます。

パブリックコメント（要約）

5人の方から応募いただきました。誠にありがとうございました。

〔主な意見〕

・傍聴のための会議資料は、何時求め、何時もらえるのか明記。
・意見交換の場を単位自治会で年1回は開催するべき。
・町民の評価が的確になされるよう、各議員は公約の検証を毎年行う。
・議会報告会は年1回ではなく、議会ごとに行うべき。
・議会は町長のマニフェストが約束どおり実行されているかどうかを毎年検証する。
・議員報酬については、厳しい財政の中、報酬の条例改正は、議員だけでなく町長からも提案できるようにするべき。

このまま議決すれば町民は議員のパフォーマンスとしか思わない。

・地方自治の本旨である住民自治の向上には、基本条例制定は不可欠。

ご意見に対する回答はホームページ等に掲載いたします。

議会報告会　7月7日開催

Topics

見える議会を目指す 議会基本条例制定に向けた議会の活動

第1回議会報告会の開催

7月7日（土）午後7時から生涯学習支援センター大ホールで、「見えない議会から見える議会へ」の標題で開催された。初めての試みであり、多くの町民の方に関心を持って頂くために、町広報での予告に加え、連合自治会長・同役員・区長等・赤穂郡高年クラブ連合会・町商工会・各校園ＰＴＡ会長へ１２８通の案内状を送付した。

報告会は山本議長の司会のもと、井口議会改革特別委員長による条例の背景と必要性、条例案の逐条説明があり、ついで全出席議員（1名欠席）が基本条例制定に対する思いを述べた。参加者から条文の内容についての質疑、町民の議会・町政への関心の向上についての質疑があり、回答が行われた。午後8時過ぎに予定通り閉会した。60名を超える参加者があった。

議会改革特別委員会報告

今日の地方分権の流れの中で、上郡町を取り巻く情勢は大きく変化している。そのなかでも議会と町長がともに住民を代表する二元代表制において、その一翼を担う議会の責務や役割はますます大きくなっている。議会改革特別委員会では、これらの責務や役割を更に発展させていく必要があると考え、議会基本条例の制定を目指している。

過去に提出された条例案や先進地での条例を参考にしながら意見集約を行い議会基本条例案は完成した。条例制定に係る経過説明や町民からの意見を聴取するために議会報告会の開催も決定した。

さらに、パブリックコメントによる意見募集や、先進地議会の視察研修も行うこととした。

議会改革特別委員会の研修

栗山町議会

開催日　6月26日

議会改革の先進地である北海道栗山町議会を訪問し、議会改革に至った背景、基本条例の特徴、また条例制定後に発生した問題点等を学ぶことができた。

上郡町議会においても住民参加による開かれた議会を目指しているが、そのために議会がどのような役割を果たせばよいのかが重要課題となっている。このことは先進地である栗山町においても同じであり、そのうえ議員間討論や町長の反問権の運用方法についても課題が残っているということを知った。条例制定はスタートに過ぎず、常に改革を続けていこうとする姿勢が見える。

議会改革の先進地として注目を集めるあまり、町内の活性化が後手に回ってはいけないという意気込みも感じた。研修に参加したことで私たちがこれから直面するであろう問題点が明らかになったことは大きな成果である。

▲ 栗山町視察研修

加西市議会

開催日　7月17日

加西市議会視察研修は、基本条例の運用例を検証し、検討中の上郡町議会基本条例の完成度を高めるために実施した。

議会基本条例制定の動機は、前市長と議会との対立から議事が進まず、住民批判の矢面に立ったのは議会であった。その反省が大きな理由という。議員間の自由討議と市長の反問権は、論点が不明な箇所についての問い質しに限定している。

議会報告会については、議会運営委員会が検討した内容で、議決事項の報告に終止している。議員個人の意見を述べることは認められていない。

基本条例制定後、当町議会は、その運用面で活発な議論を行い、議員自身の資質の向上と清明闊達な町民との交流が図られるよう配慮しなければならない。

▲ 加西市視察研修

付託審査報告

総務文教常任委員会（6月8日開催）

30人以下学級を求める意見書の提出は不要

請願の紹介議員より説明を受けるとともに請願者（兵庫県教職員組合赤相支部）代表が詳細に説明した。請願の趣旨は現在の40人以下学級を30人以下にすることと、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため義務教育費国庫負担1/3を1/2に戻すことを求める意見書の提出。

［意見］
・上郡町は生徒・児童数が減少し2、3年後には全て30人以下学級になってしまう見込み。
・今の教育は個々の教育が重要視され定員数は大事。また国庫負担も1/2に戻すべきだ。

［審査結果］
不採択とすべき（賛成1、反対4）

「暴力団を恐れない」、「暴力団に利益を与えない」、「暴力団を利用しない」

町民等の基本的なありかた等を規定する内容。

条例の趣旨説明のあと、問題点や疑問点を質しながら審査を行なった。

暴力団、或いは暴力団員であるか否かについては、警察に問い合わせるしかなく、警察との密接な連携が必要との説明。

［意見］
・PRと啓蒙の為、町民の決起大会を開催するべき。
・役場窓口に元警察官など対応経験のある専門的職員の配置を。
・青少年への教育が必要だ。

（上郡町暴力団排除条例）

［審査結果］
可決すべき（全会一致）

給食センターの管理が定まる

運営委員会の構成員、衛生面の説明を受けた。

施設面ではエアーカーテンや0.5マイクロメーター以上のものを通さない高性能フィルターを設置、万全の用意をするとの説明があった。

［意見］
・PTA代表は任期に関わらず短期交代にならないよう配慮すべき。
・運営委員に保健衛生関係者を入れるべきだ。

（上郡町学校給食センター設置及び管理に関する条例）

［審査結果］
可決すべき（全会一致）

民生建設常任委員会（6月8日開催）

負担の不利益を回避

平成22年の税制改正により、年少扶養（0～15才）及び特定扶養控除（16～18才）の上乗せ控除が廃止されたことにより、助成制度の適用は、市町村民税所得税額を基に判定され、所得割税額23万5000円未満の者が対象となるが、昨年と同一収入の場合でも所得要件を満たさなくなり、不利益が生じることになるので、所得判定に際しての特例（扶養控除の見直しが無かったものとみなす）を設ける。

（上郡町福祉医療費助成条例の一部改正）

［審査結果］
可決すべき（全会一致）

◀次代を担う児童の教育現場

本会議

請願書の審査

「30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元」

（趣旨）社会状況の変化により一人ひとりにきめ細かな対応が必要である。不登校、いじめ等生徒指導の課題も深刻化している。

また、三位一体改革により国庫負担1/2から1/3に引き下げられ、都道府県の財政格差が学校教育に影響している。義務教育で地域間格差があってはならない。未来への先行投資として将来を担う子どもの永続的支援が必要である。

以上の趣旨で国の関係機関へ意見書の提出を要望する。

（反対討論）

▼井口まさのり議員

自主判断ではあるが、願意の妥当性、実現の可能性、町村議会の権限事項か否か等が請願の判断基準とされている。

毎年出される同趣旨の請願が採択されるが、実現していないので、実現の可能性はないと思う。

上郡町は既に30人学級になっている。これ以上の学級増は財政負担に影響する。

当町の実態に鑑み請願に反対する。

（賛成討論）

▼赤松初夫議員

毎年同じ請願を出さねばならない状況をつくっているのは国だ。

教育の質は学級の児童数による。40人学級制度がある限り、上郡町でも限りなく40人に近い学級になる可能性がある。今年は偶然に30人前後の学級が多いだけ。

歴史が示しているように国庫負担の減額は、都道府県の財政力が教育に影響し、義務教育に地域間格差を生む。国庫負担1/2に戻すべきだ。

モニターの意見

岩崎（いわさき）　源（はじめ）

モニターとして何を書けばいいのか案じながらはじめて「議会だより」をじっくりと読み返しました。そしてとにかく読後感と私見を記すことにしました。今回の「議会だよりNo.81」を見ての印象は－小さい文字でぎっしり書いてあるな－ということでした。そこで奮起一番、読みやすい記事から読み始めました。まず目に留まったのが写真つきの一般質問の記事でした。各議員の顔写真とともに質問と回答が列記されていて、各議員がどのような分野に問題意識を持って活動しているのかがわかります。また回答者が明記されていますので、行政に直接携わる幹部職員の考えが出ていて参考になります。ただ、折角の質問も短い回答を引出すだけで終わっていて、質問者がそれで納得したのかどうかわかりません。核心をついた良い質問ほど根掘り葉掘り聞いて欲しい気がします。

また、今後回答どおりに行政が行われていくのかもウォッチして議会だよりに載せて欲しいと思います。一般質問に次いで読んだのは「議会は改革に向けて動きだします」の記事です。この記事では「反問権」という政治用語が出てきました。上郡町議会は全国のほとんどの地方議会同様「反問権」、すなわち町長はじめ行政職員側が議員の質問に対し逆に問いかける権利、を認めていないのですね。ですから議員が行政側に対案を示し、その実行を迫ったとしても、双方向の議論が出来ないため行政側に受入れられ難いといわれています。これが、議会の活力を削ぐ一因と考えられていて、上郡町議会ではこの反問権を認める方向で基本条例が制定されようとしているという内容でした。確かに「反問権」を認め活発なデベートがなされることを期待しますが、そのためには行政のプロといわれる多くの幹部職員に議論を挑むため、議員には調査できる環境と叡智が求められます。それこそが議会の活力醸成に繋がるのだと思います。

つぎに「議会だより」No.81の主要記事は平成24年度予算と町長の施政方針でした。予算案に対する討論では細部にわたる質疑応答がなされたのでしょうが、できれば締めくくりの反対・賛成討論だけでなく、審議の様子が見えるような記事になればいいと思います。そうすることにより次々に出てくる「財政調整基金」「公有財産購入」「消防事務委託料」「水道事業会計」「大持井堰」等々の事柄がなぜ問題になるのか理解し易くなると思いました。そしてもう一つ、上郡町議会では少数意見を尊重し互いに議論する風土を作って欲しいと感じます。各議員が皆等しく町民の代弁者なのですから。

提出議案に対する表決

	案件（＊印は各常任委員会に付託された案件）	議決結果	議決日	井口まさのり	梅田修作	中山竹信	小原潤一	橋本正行	大政正明	阿部昭	赤松初夫	小寺政広	沖正治	村上昇
起立による表決														
1	30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度２分の１復元に関する請願＊（原案を諮る）	不採択	6/13	×	×	×	欠	○	×	×	○	○	×	○
2	財産取得の件（野桑分団小型動力ポンプ付積載車取得）	可決	6/7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	上郡町の合併についての意思を問う住民投票条例等の一部を改正する条例制定の件	可決	6/7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	上郡町暴力団排除条例制定の件＊	可決	6/13	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○
5	上郡町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件＊	可決	6/13	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○
6	上郡町学校給食センター設置及び管理に関する条例制定の件＊	可決	6/13	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○
7	平成24年度上郡町一般会計補正予算の件	可決	6/13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	工事請負契約締結の件（高田幼稚園耐震補強改修工事）	可決	6/13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
簡易表決による可決・承認（８議案）														
①兵庫県町土地開発公社の業務報告の件②平成23年度上郡町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告の件③平成23年度上郡町水道事業会計予算繰越計算書の報告の件④専決処分したものにつき承認を求める件（上郡町税条例の一部を改正する条例制定の件）⑤専決処分したものにつき承認を求める件（上郡町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件）⑥専決処分したものにつき承認を求める件（平成23年度一般会計補正予算の件）⑦専決処分したものにつき承認を求める件（上郡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件）⑧専決処分したものにつき承認を求める件（平成24年度一般会計補正予算の件）													

○印は賛成を、×印は反対を示し、「欠」は採決に参加しなかったことを示す。

専決処分の承認

平成24年3月31日付で専決処分された4件（上郡町税条例一部改正、上郡町都市計画税条例一部改正、平成23年度一般会計補正予算、上郡町国民健康保険税条例一部改正）及び5月7日付で専決処分された平成24年度一般会計補正予算が承認された。

兵庫県功労者表彰

▲ 沖 正治議員

5月17日、県公館において、多年にわたり地方自治の振興発展に尽くした功績が認められ、沖 正治議員が表彰された。

工事請負契約締結

契約の目的　高田幼稚園耐震補強改修工事
契約の方法　制限付き一般競争入札
契約金額　107,100,000円（消費税含）
契約の相手方　三木市末広1丁目5-35
高階・大賀特別共同企業体
㈱高階 代表取締役 岡田紹宏

◀ 高田幼稚園耐震工事

財産取得

取得財産　小型動力ポンプ付積載車　1台
取得金額　8,484,000円（消費税含）
取得先　たつの市新宮町井野原276-1
㈲岡本ポンプ
代表取締役　岡本　洋
＊野桑分団に配備されます。

◀ 小型動力ポンプ付積載車

平成24年度主な予算の補正

（千円以下は四捨五入）

会　計　名	補正額	補正後	主な補正理由
一　般　会　計	373万	73億5838万円	兵庫県緊急雇用就業機会創出事業補助金の追加交付による補正

議会活動報告

【3月～5月】

（3月）
・竹万土地区画整理組合解散総会
・赤松小学校・幼稚園閉校（園）式
・上郡町議会第1回定例会
・上郡中学校卒業証書授与式
・播磨高原東中学校卒業証書授与式
・高齢者大学千種川学園閉講式
・鞍居小学校・幼稚園閉校（園）式
・総務文教常任委員会
・民生建設常任委員会
・全員協議会
・赤松幼稚園修了証書授与式
・農業委員会
・各小学校卒業証書授与式
・月例出納検査
・赤相農業共済事務組合議会定期総会
・東備西播定住自立圏形成推進協議会
・安室ダム水道用水供給企業団議会
・障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会
（4月）
・広報調査特別委員会（2回）
・各小学校入学式
・かみごおり桜まつり
・播磨高原東小学校・中学校入学式
・いいざか祭
・上郡剣道連盟進級お祝い剣道大会
・議会改革特別委員会
・全員協議会
・農業委員会
・総務文教常任委員会
・智頭線利用促進協議会監査
・月例出納検査
・智頭線利用促進協議会総会
・上郡町連合自治会総会
（5月）
・第4回圭介まつり
・上郡町人権文化推進協議会第1回常任委員会
・千種川河川改修特別委員会（2回）
・高齢者大学千種川学園開講式
・議会改革特別委員会
・上郡町文化協会総会
・山野里ふれあいまつり
・東備西播定住自立圏推進協議会監査
・川まつり実行委員会
・銘水会総会
・千種川上郡工区整備連絡協議会
・千種川赤松地区整備推進協議会
・兵庫県町議会議長会評議員会議
・兵庫県町議会議員公務災害補償組合議会定例会
・総務文教常任委員会
・民生建設常任委員会
・上郡町商工会通常総会
・相生・上郡シルバー人材センター通常総会
・月例出納検査
・全員協議会
・赤穂郡連合ＰＴＡ総会
・西播磨市町議長会講演会
・議会運営委員会
・都市計画審議会

一般質問

6月5日から13日までの9日間、9人の議員が一般質問に登壇した。主な質問の内容、町長等の答弁の要旨は次のとおり。

Contents

・小寺政広 議員
職員が危機意識を ……p. 7
・梅田修作 議員
大企業の情報開示手法を見習え …p. 8
・中山竹信 議員
議会は議会基本条例を策定中だが …p. 8
・小原潤一 議員
学校給食米飯は……p. 9
・阿部 昭 議員
ハザードマップの説明を細やかに …p. 9
・井口まさのり 議員
町長の独裁政治を問う ……p.10
・赤松初夫 議員
メガソーラー発電所の建設を ……p.10
・大政正明 議員
町長の諮問の姿勢が違う ……p.11
・橋本正行 議員
節電対策はどう進めるのか ……p.11

解説 一般質問とは

一般質問は、議員が町の行財政全般にわたって、疑問点をただし、町長・教育長から回答を求めるものです。

事前質問の要旨を書いた通知書を議長に提出します。
通知書の提出順が議場での質問の順番です。

一般質問は、年に4回開催される定例会で行われ、臨時会では行われません。

Q 職員が危機意識を
A 研修等で共有に努める

小寺政広 議員

問 町長は施政方針をどのようにして職員に浸透させているのか。

町長 課長会議で課長に、各課長から職員へと指示している。

課長はじめ職員にも十分に周知徹底、浸透していると認識している。

問 本年度末の将来負担比率は271%の見込み、若い世代の他市町への転出、生まれてくる赤ちゃんがこの3年間、年に100人に届かないなどの現状に、職員は危機意識を共有すべきだ。

企画財政課長 財務研修等のなかで危機意識、情報の共有化に努める。

上郡高校との連携強化を

問 優れた児童生徒が育つ町立小、中学校と上郡高等学校とが交流し連携を強めていくならば、地域教育力はさらに向上し、町の発展にもつながると確信する。教育委員会は連携を強めていると聞くが。

学校教育課長 中学校と高校の先生がそれぞれ授業参観や意見交換会を開催し、幼稚園児は高校の農場でサツマイも植え付け、収穫するなど交流している。

教育長 上郡高等学校の価値は非常に高い。利便性、学習環境の良さ、西播磨の学習拠点になる条件がそろっている。

県教育長、上郡高等学校長と連携をとり、「上郡に県立上郡高等学校がしっかりとある」という教育構想を持ってやっていく。

◀ 幹部と政策協議中

Q 大企業の情報開示手法を見習え

A 積極的な開示は考えていない

梅田修作 議員

危機管理体制が欠如している

問 1億円返還訴訟の説明を。

企画財政課長 ゴルフ場開発業者から公共施設建設と用地取得の代替として1億円の寄付を受けた。業者から、開発は廃止したので1億円は返還されるべきとの訴えがされた。

問 町民は本件を新聞報道で知った。なぜ町から情報発信がされないのか。

町長 係争中であるから。

問 本件に限らず新聞報道に対し町として正式なコメントの発表を。大企業では実施している。

町長 新聞報道に反論するつもりはない。

問 反社会的勢力への対策方法は。

町長 マニュアルがある。

問 マニュアルは生かされているか。

総務課長 全庁的な対応はしていない。

問 県警OB等各分野で構成する組織が必要だ。

町長 連携を密にする。

厨房機器業者選定が不明瞭では

問 給食の運営方法は。

学校教育課長 調理配送を民間委託し1000食を作る。詳細は運営委員会で検討する。

問 給食は地域のビジネスチャンスだ。地域振興との両立を。

学校教育課長 雇用面で配慮したい。

問 厨房機器の設計業者には、最低額を提示した業者が採用されていない。コスト縮減の方針にも矛盾する。

学校教育課長 正式見積でない。同等品も可能。

問 納入価格も未定で、他社製でもよい入札には意味がない。2億円近い機器の選定経緯も不明瞭だ。

学校教育課長 検討委員会は素人の集まりだが栄養教諭経験者から提案を得た。

問 他社との価格差が大きい。コスト削減し他事業に予算を回すべきだ。

町長 決して高くないと理解する。

▲ 調理室（イメージ）

Q 議会は議会基本条例を策定中だが

A 行政も自治基本条例を検討する

中山竹信 議員

住民への説明責任と情報公開は

問 高額となった介護保険料が高齢者の負担となっていると聞くがどう対応するのか。

町長 介護保険料を決める委員会で決定したが私の力ではどうすることもできず心苦しく思う。

問 策定された第5期介護保険事業計画はなぜ公表されないのか。

保険課長 近日中に介護保険事業計画の中身を冊子とホームページで公表する。

問 町民との対話をどう考えているのか。

町長 今後の行政運営においては的確に住民ニーズを把握し、住民との対話をしていく。

問 議会は議会基本条例を策定している。行政も自治基本条例を策定する考えはないか。

企画財政課長 これから議会基本条例との整合性も図りながら慎重に検討していきたい。

公共交通対策について

問 ほほえみタクシー・愛のり号・圏域バスの現状はどうか。

企画財政課長 ほほえみタクシーと愛のり号の利用は、最低限の利用者数は基準に達しているが運行費用負担に関しては、基準に届いていない。圏域バスは上郡ルートだけ基準を満たしている。

問 JR上郡駅利用促進協議会の活動状況は。

産業振興課長 JRへの要望としては、本年1月に山陽本線の利便性向上に向けた要望をまとめ、神戸支社へ提出した。

上郡駅の自動改札機設置を最優先に、要望事項として提出している。

◀ 便利になりました

Q 学校給食米飯は

A 上郡産の米を

小原潤一 議員

年末ごみ回収29日まで

問 広域になるとごみの出し方に変更があるか。

住民課長 個々のごみは、別の日に収集しているが、4月からは可燃、不燃物共同し日に出してもらう。

▲ 回収車（イメージ）

問 年末の回収日を28日から29日まで延長せよ。

住民課長 距離も遠くなり不便になるので、構成市町の状況を参考にして見直すことも考える。

問 要支援、要介護者のごみは自宅で回収できないか。

保険課長 生活支援サービスの範囲内でケアマネージャーと相談して対応したい。

地元上郡の米を給食に

問 給食約1千食分の確保は9月開始に間に合うか。

町長 現時点では確保できると考えている。

問 給食関係職員は一人でも多く地元からの採用を。

学校教育課長 委託業者に提案し一人でも多くの雇用を図りたい。

問 地産地消といっているが、せめて米は、上郡の米を利用すべきと思うが。

町長 出来る限り上郡産の米を提供できるよう協議をすすめていきたい。

▲ 給食（イメージ）

Q ハザードマップの説明を細やかに

A 要望があれば再説明会を開く

阿部 昭 議員

問 公明党で防災対策のアンケートを実施し450名の回答を得た。資料として有効に活用を願う。今自治会単位でハザードマップの説明会を開催しているが、このアンケートの結果を参考にしてほしい。

総務課長 資料提供に感謝する。

ハザードマップの説明会を自治会単位で実施しており、防災計画と合わせてできるだけ多くの人に理解されるようにする。

避難場所の設定も各自治会で徒歩で行ける場所を話し合って決める。屋外拡声器の重要性も確認できたので活用していきたい。1人で避難できないAさんにはBさんが責任を持つとか、細やかな対応が必要と思う。火災報知機の設置と消火器の設置も消防団と共に強く推進していく。

小・中学生の通学路の総点検

問 通学路及びスクールバスの乗降場の総点検をするべきでは。

教育長 決して事故は起こしてはならない。地域の人も心配し自主的に見守っている。

総点検をし柔軟に対応する。

▲ 早く避難して！

90歳以上で介護サービスを受けていない人にお祝いを

問 家族が協力して頑張っている方を誉め称えたいが。

町長 対象となる方が68名いる。県の動向、他市町の状況をみて検討したい。

Q 町長の独裁政治を問う

A 独裁政治ではない

井口まさのり 議員

町民に説明のできない用地買収について

問 議会に説明していない中央砕石の用地買収について、町長はどう考えているのか。

町長 説明をせず用地を買収しようとしたことについては、大変申し訳なく思っている。

問 町内では、町長が中央砕石と癒着しているという噂があるが、どうなのか。

町長 業者との癒着はしていない。

問 中央砕石の山は、採石法に基づき現状復旧することが義務化されている。町は、なぜこのような責任付の土地を1平方メートル当たり400円という高値で購入しようとするのか。

町長 県が購入した他の土地の単価を参考にした。中央砕石の用地は、町民の財産と生命を守る上で必要である。

問 水道事業会計から2億7000万借金してまで、中央砕石の用地を購入しようとしているが、なぜ他の用地を検討しなかったのか。

町長 赤松地域の近くで残土処分地を探していた。千種川河川改修工事を早期完成させるためである。理解してほしい。

問 その答弁では、町民は納得しませんよ。工藤町長になってからは、議会に説明もせず行政運営を進めている。町長の政治は独裁政治ではないか。

町長 議会制民主主義を否定したり、憲法、法律、基本的人権を無視することを独裁政治という。私は議会を無視していない。

▲ 説明のあった土捨て場

Q メガソーラー発電所の建設を

A 参入企業に用地提供の形で

赤松初夫 議員

副町長の不在は

問 副町長不在のまま3回目の定例会、「役場内からの人選」は公約も同然、人材はないのか。

町長 人材は多くいる。

問 それなら、意中の人に当たっているか。

町長 それは言えない。懸命に人選をしたい。

問 上郡の沈滞ムードを吹飛ばすためにも、思い切った若手の登用、または公募もあるが。

町長 提案として受け止める。

問 また副長はおかない条例を制定して、自分だけで頑張ると、積極的に主張するべきだ。

町長 副町長は必要と思っている。副町長を設置しない条例は考えない。

メガソーラー発電所建設を

問 屋根にパネルの設置など、町民を巻き込んで積極的にエコ対策を実施すべきだ。

企画財政課長 太陽光発電の助成制度は、エコ対策に効用がある。近隣の情勢を見て前向きに検討したい。

問 国策のメガソーラー促進が7月に始まる。全発電量を1キロワット42円で買ってくれるという有利な条件。早速やるべきだ。

企画財政課長 町直営は、初期投資が巨額で採算が取れない。参入企業に未利用地を貸すことで、固定資産税、賃貸料収入が見込まれる。積極的に候補地を参入企業に提示したい。

問 150億円掛けた下水道、接続率100%をめざすべきだが。

上下水道課長 努力はするが、現実的には、個人の経済的な事情に関わることで、難しい。

▲ 町財政の呼び水になるメガソーラー発電
（出典：中部電力ホームページ）

Q 町長の諮問の姿勢が違う

A 私がとやかく言うことではない

大政正明 議員

行政改革大綱策定

問 行革組織等審議会への諮問では、大綱案と行動計画案に意見・提言を求めている。一方第4次の審議会では案の作成に審議会も加わっている。審議会に求めることが違う。どう説明するか。

町長 選択と集中、事業の見直しに取り組みつつ行政資源の利活用による効率性等を求めることだ。

問 尋ねているのは内容ではなく、審議会の取り組み方の違いだ。

町長 第5次は審議委員に意見をもらい作った。資料を昨年度9月から始め、3月22日に完結した答申を得た。

問 審議会の発足が今年の2月28日ではないか。私の質問は、審議会の取組み姿勢が違うのは、町長の諮問の姿勢が違うからだ。そこを答えよ。

町長 わたしがとやかく言うことではない。

問 審議会発足が23年度末なのに、実施期間が23年度からと言うのはおかしい。

町長 開始時期については住民が理解しにくいので再度審議を依頼したい。

第4次大綱等の報告

問 第4次行革大綱と行動計画は、数値の削減幅等の報告はあるが、きちんとしたPDCA（計画、実行、検証、改善）による検証は行われていない。放置しておけないか。

町長 第4次の時は進捗管理が機能しなかった。第5次の公表に繰り込む。

問 第4次は、審議会が検証を行うと明言しているにも拘らず途中で消滅している。だが印刷物による報告は必要だ。第5次の中で報告するならば第4次は本当に宙に浮く。行政の姿勢としてやってはいけないことだ。

町長 第5次で発表する。

▲ 町長室、行政改革の司令塔だが…

Q 節電対策はどう進めるのか

A 各公共施設は更に取り組む

橋本正行 議員

問 一昨年度より15％以上の節電に取り組む中で、役場庁舎内、各公共施設の電気量と料金はどの様な数値になるのか。

企画財政課長 平成22年と23年の7月から9月の3ヶ月の比較では、電気使用量で約6万キロワットアワー（削減率13％）、夏季の電気代で約70万円の削減が図られており、一定の効果があったと考える。

削減の内訳は、本庁舎が電気使用量8362キロワットアワー（削減率6・92％）、電気代4万2711円、第2庁舎が電気使用量2117キロワットアワー（削減率15・25％）、電気代1万9042円、第3庁舎が電気使用量8022キロワットアワー（削減率20・93％）、電気代7万6103円などである。

問 今後、住民サービスに支障を来たさない程度の照明施設の間引きは考えているのか。

企画財政課長 業務に支障のない範囲で執務室、会議室、廊下等の電灯の間引きを考えている。

学校給食を地産地消で

問 給食を進める中で米以外の食材確保の方策は、考えているのか。

学校教育課長 品質、数量、規格の問題があり、25年度から本格的に野菜類の地産地消を進めるのは非常に難しいが、西播磨営農センターに相談し、町内の農産物の調査を依頼している。又、生産者団体、部会等とも協議している。

▲ 地産地消でいきましょう

全員協議会報告

東日本の災害廃棄物の受け入れは困難

「上郡町は受け入れ困難」と県に回答。当町の現存する焼却炉は今年度末に閉鎖の予定であり、テクノに建設中の循環型社会拠点施設であるゴミ焼却場については、3市2町の運営であり、上郡町単独では判断できないというのが理由。

現存する町内の廃棄物処理施設の行方は

①環境センター（岩木）は今年度末に閉鎖

閉鎖後の跡地利用については、「閉鎖の時点で町と自治会で協議して定める」との覚書があり、今後自治会と協議する予定。

［質疑応答］

問 閉鎖後の利活用は、アイデア予算1％システムにより地域の発展を目指すべきと思うが。

答 そのシステムの活用は考えていない。

②クリーンセンター（竹万）は今年度末に閉鎖

今年度末に焼却施設を閉鎖する。施設の取り壊しを交付金で行う場合、跡地に廃棄物処理に関連する施設を造らなければならない。従って竹万自治会に関連施設（資源ゴミストックヤード等）が整備できるか問い合わせている。今後自治会と再協議する。

③栗原の最終処分場は

使用期限（平成26年度末）の延長を地元自治会に申し入れた。今後再協議することになる。

現在廃棄物処理容量の60％しか使っていない。

［質疑応答］

問 公害監視委託料について、町の考えは。

答 契約どおり平成26年度末まで支出する。その後は支出しない方向で地元と調整したい。なお、施設管理上の実費が発生すると、その支出はやむを得ない。

上郡ピュアランド山の里の収支は

平成23年度収支は、前年度比で約1000万円の減収であったが、大胆な節約の結果、約136万円の黒字になった。

［質疑応答］

問 来館者数の推移は。

答 平成22年度は4995人、平成23年度は4281人。

問 来館者が減少した理由は。

答 工事による休館等が主な原因。

問 今後の業者選定の計画はどうなっているか。

答 現委託契約は平成25年1月末まで。現在トラベルシリウスに再委託の意志があるかどうか、また再委託の条件などの意向調査を行っている。

［主な意見］

平均客単価、粗利率を把握するよう努めるべきだ。

川まつり再開

ステージ行事や花火大会協賛金等について報告を受けた。

［質疑応答］

問 ステージ行事は、どのような方法で公募するか。

答 町ホームページ、えんしんネット、記者発表等で募集する。

観光ガイドがデビュー

昨年度から観光ガイドの育成を実施してきた。今秋には6人が活動を始める。

町のケーブルテレビを守ろう

平成24年4月1日～8月31日の間、「eo光」への対応策として、キャンペーンを行う。

その間は、

利用者分担金

3万円→1万円

工事分担金

7万3千5百円

→3万6千円

と当初の分担金額まで下げる。

戸建住宅・事業所の方で「上郡町の自主放送、テレビせとうちを視聴したい」「NTTのインターネットを利用したい」と思う方はどうぞ今お申し込みを。

継続審査

（民生建設常任委員会）

石戸地区特設水道統合施設整備事業について

［質疑応答］

問 事業の国庫補助率は。

答 補助対象経費の40％。

問 ポンプ3台設置する理由は。

答 水の使用状況に対応し通常時はポンプ1台が稼動、給水量が増加すれば2台稼動、火災時3台稼動。

高田台侵入水対策について

全区域送煙検査の結果、1451箇所で昇煙が確認され、側溝周辺（343箇所）＊官民境界付近（571箇所）、＊人孔付近（163箇所）、公共桝付近（111箇所）、全体の82％

＊官民境界…宅地と道路の境界

＊人孔…下水のマンホール

千種川河川改修特別委員会報告

5月9日開催

残土処分量

光都土木事務所の精査の結果、当初の180万㎥でなく、約193万㎥であることが判明した。

現在の処分地だけで事業を進めることは不可能となる。

平成26年度で終わらせるために、当初計画の清谷（約6万㎥）、枇杷の谷（約57万㎥）、ヤナ谷（約70万㎥）に中央砕石（約60万㎥）を加える計画であるとの報告。

［質疑応答］

問 残土処分後の土地利用を考慮して、町内全域で処分地を選定すべきではないか。

答 そのような方法もあるが、先ず赤松地区に相談した。運送距離も短くて安全だ。

［主な意見］ 金出地ダムへ残土を運搬するダンプは間隔をあける条件があったはずだが、守られていない。土木事務所へ改善を要求すべきだ。

中央砕石工業との交渉経緯

昨年5月ごろ、中央砕石から事業を廃止してもいいとの申し入れがあったので、交渉に応じた。

その交渉中相手方の希望額が膨大であったため、交渉を一時中断して全体の補償額を算定した。

結果その額は大きいものになったが、廃業が前提であるため、営業補償を含めないで機械等移転費のみを提示して交渉に臨み合意に至る状況となった。

［質疑応答］

問 購入単価の算出は。

答 赤松地区で県の買収した事例から算出した。

問 当該用地に替わる処分地の取得は検討したか。

答 代替地は考えていない。

問 砕石業者は事業終了後、元の山に返す義務がある。それを勘案すれば、もっと安くなるはず。

答 今の形状で緑化すれば問題なく、費用もさほどかからない。

［主な意見］ 今後当該用地に関わる財産取得議案が上程されると思うが、担当課は危機感を持って真剣に説明する必要があるのでは。

5月22日開催

千種川床上浸水対策緊急事業

本事業の進捗状況と今年度工事予定について報告を受けた。

［質疑応答］

問 通学路の安全確保のため新田橋右岸道路の舗装及び自転車・歩行者道路の幅員を確保すること。

答 県土木事務所に要請する。

問 隈見橋下流の護岸工事は川まつりに影響しないか。

答 影響がない方法を検討するよう要望する。

千種川災害復旧等関連緊急事業

本事業の全体スケジュール、今年度工事予定と用地補償の契約等について報告を受けた。

［質疑応答］

問 中央砕石工業は事業開始前、地元との約束を交わしたことがあるか。

答 土地賃貸契約と砕石採取契約がある。

問 中央砕石付近の地権者数は。

答 中央砕石、自治会を含めて19人。

問 砕石権者には現状回復義務があり、応分の負担をさせる交渉は。

答 その設計や費用は県負担で行う。

問 町民の安全を守るためと言っているが、単に中央砕石の用地を取得したいだけと聞こえる。議会の賛成を得なければならないと思うが。

答 決して業者を救おうなどと考えてはいない。

［主な意見］

・議員も緊急を要する事業との認識はある。担当課の説明では多くの議員が納得していない。詳細な資料の提出や説明責任を果たすべきでは。

・残土処分量は床上浸水対策事業の4倍という。早急に残土処分地を確保しなければならない。何が問題なのか洗い出し、真摯に話し合う必要がある。

・町長はあらゆる根拠を示し、積極的に議員を説得しなければならないのでは。

［質疑応答］

問 工事の方法はどのようなものか。

答 最善の方法は敷設替えであるが、その場合は県との協議が必要。

問 下水道管を更新しなければならない地域は他にあるのか。

答 高田台だけである。

赤松地域処理場機能回復計画及び赤松水源機能回復事業について

河野原、楠地区の下水処理場は廃止し、汚水は圧送管等で赤松地区処理場に接続して処理する。

上水道は、水源（井戸）が地区内に確保できなかったため岩木配水池を利用する。

［質疑応答］

問 河川改修の影響で水源の水が濁ったり、水位が低下したことはないか。

答 多少濁度は上昇したが、膜処理で浄水しているので全く問題は無い。

大きくみごとに変わりました

千種川床上浸水対策特別緊急事業は今年度末完了

編集後記

7月7日（土）開催の議会報告会へのご来場、また、パブリック・コメントでは多様なご意見やご指摘をいただき誠にありがとうございました。

お示しした議会基本条例（案）は、議会での審議内容・結果を皆様にお伝えすることや皆様と直接対話する場を持つこと、議員による討議を活性化させること等を主な内容としたもので、議員はもとより、町民の皆様においても町政への真の参加の第一歩となる非常に大切な条例です。

身近な話題や町の将来などについて、皆さんと共に語らえる日が来ることを期待しています。

会議録は議会ホームページへ

町のホームページからアクセスできます。
（http://www.town.kamigori.hyogo.jp/）

次回は８月21日開会予定

傍聴へどうぞ!!（車いすもあります）
テレビ中継は午前10時より

かみごおり議会だよりNo.82

平成24年８月15日発行

発行／兵庫県上郡町議会
編集／議会広報調査特別委員会

〒678-1292 兵庫県赤穂郡上郡町大持278番地
☎(0791)52-3512 FAX(0791)52-6650
メールアドレス（議会事務局） gikai@town.kamigori.hyogo.jp